

平成 20 年 1 月 25 日

各 位

東京都千代田区永田町二丁目 11 番 1 号  
パシフィックマネジメント株式会社  
代表取締役社長 高塚 優  
(コード番号: 8902 東証第一部)  
問い合わせ先 経営企画本部担当執行役員常務  
田 中 賢 一  
TEL 03 (5251) 8525

### 取締役に対するストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成20年1月25日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条並びに第239条の規定に基づき、当社取締役に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行すること、及び募集事項の決定を当社取締役会に委任すること、並びに当社取締役に割当てた新株予約権について、会社法第361条に規定される取締役に対する報酬等の額及び具体的内容の承認を求める議案を、平成20年2月27日開催予定の当社第18期定時株主総会（以下「本総会」という。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

会社法第 361 条第 1 項に基づき、従前の当社株主総会でご承認いただいている当該取締役の報酬額とは別枠で、当社取締役に対する報酬額として年額 4,000 万円の範囲内でストックオプションとしての新株予約権を発行することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、現在の取締役の員数は6名ですが、本総会における取締役選任に関する議案が原案どおり承認可決されますと、割当ての対象者は7名となります。

#### 1. 取締役に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の業績向上や企業価値の増大に対する意欲、並びに株主重視の経営意識を高めることを目的として、当社取締役に対し新株予約権を無償で発行するものであります。

#### 2. 新株予約権の内容

##### (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式800株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(2) 新株予約権の数

800個を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1株とする。ただし、前項(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

(3) 新株予約権と引換えに払込む金額

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数についてはこれを切り上げる。但し、当該金額が新株予約権割当日の終値（当日に終値が無い場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、新株予約権割当日の終値とする。

なお、新株予約権割当日以降、当社が普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times 1 / \text{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権割当日後、当社が普通株式につき、時価を下回る価格で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数による増加株式数}}$$

(5) 新株予約権を行使することができる期間

平成22年2月28日から平成24年2月27日までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当日から権利行使時までの間、継続して当社及び当社の子会社の取締役及び使用人のいずれかの地位にあることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他当社取締役会が認めた場合はこの限りでない。
- ② 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。
- ③ その他の行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるところによる。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得についてはこれを認めない。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会計計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切上げる。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記①の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 新株予約権の取得条項

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書について株主総会の承認がなされたとき、または株式移転につき株主総会の承認がなされたときは、当社は新株予約権を無償にて取得することができる。
- ② 当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」の条件に該当しなくなった場合または新株予約権を放棄した場合には、無償にて新株予約権を取得することができる。

(10) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端株がある場合には、これを切捨てるものとする。

(11) その他の新株予約権の内容

その他の新株予約権の内容については、別途開催される取締役会において定める。

(注) 上記新株予約権の発行は、平成20年2月27日開催予定の当社第18期定時株主総会において承認可決されることを条件といたします。

以 上